

独立行政法人平和祈念事業特別基金契約監視委員会（第1回）
議 事 概 要

- 1 日 時：平成21年12月17日（木） 15：00～17：00
- 2 場 所：総務省第二庁舎 4F 特別会議室
- 3 出席者
 - (1) 構 成 員：落合智治、黒沢文貴、堀川末子、横堀裕之（敬称略、五十音順）
 - (2) 平和祈念事業特別基金：笹本理事、竹重総務部長、羽深事業部長、細田参事、矢野参事、佐久間参事、蒔田参事、好村参事、齋藤副参事
- 4 議事次第
 - (1) 開 会
 - (2) 理事挨拶
 - (3) 構成員の紹介
 - (4) 委員長選出・委員長代理指名
 - (5) 委員会設立の経緯、趣旨及び運営について
 - (6) 平成20年度契約実績等について
 - (7) 今後の日程等
 - (8) 閉 会
- 5 議事概要
 - (1) 委員長選出・委員長代理指名
委員の互選により堀川委員が委員長として選任された。また、委員長代理として黒沢委員が指名された。
 - (2) 資料説明等
事務局より、資料に基づいて説明が行われた。
 - (3) 主な意見等
説明後、質疑応答及び意見交換が行われ、構成員から次のような意見・質問があった。

意見①：関連3公益法人との随意契約について、これらの法人はどのような団体で、なぜこの団体でなければならないのかの理由を説明願いたい。

回 答：シベリア、恩欠、引揚げの所謂 3 問題別に全国的に展開している団体であり、財団法人や社団法人など国が認めた団体である。公益法人のため委託業務の実施にあたっては処理体制がしっかりしていると認められる。労苦の実態把握などの事業を全国的に展開する公益法人である関係団体に委託すること自体が、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律第 13 条第 1 項第 4 号に規定する「関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うこと」になる旨評価委員会でも説明している。

意見②：項目別評価調書 10 頁の業務の範囲の「委託金額及び積算内訳」は基金のほうから大体この範囲という形で指導しているのか。

回 答：国が決めた範囲内で積算している。

意見③：3 団体への委託契約の監査体制はどうなっているか。

回 答：執行されたものの精算報告書を個別契約毎に毎月提出させ、それらを精査確認している。最終的に年間分を精算し、残額が出れば返納させている。

意見④：特別記念事業の競争性の無い随意契約について、百貨店はたくさんあるので、メーカーが同じなら同一サービス、同一規格、同一性能の維持は賄えるのではないか。そうであれば一般競争にすると安く契約出来るのではないか。契約の相手方をみると必ずしも 2 年度目以降随意契約でなくてもいいように思える。

回 答：製造元と販売元は密接な関係、繋がりがあがる。競争で百貨店が異なってもメーカーが同一業者であればと言われるが、契約相手先の百貨店が異なれば製造メーカーも異なることとなり、出来上がり製品にも差が生じる。

意見⑤：平成 20 年度 1 者応札の NO. 2 所蔵資料等の整理業務の契約で、参加を阻害したと考えられる要件（仕様）設定としていたのではというような指摘がされたことはなかったのか。

回 答：会計検査院から阻害した一因ではないかとの指摘があったことはある。例を挙げれば、「学芸員 3 名以上、元請けの正職員／社員であること」は過剰な設定でないかというものである。しかし、我々の考えでは、預かっている膨大な資料は大変貴重なものであり古く損傷しやすいものであるため、専門の知識を持った学芸員の方が 3 人

は必要ということで要件とした。棚卸しの際は、専門的知識を持った責任ある人が作業する必要があるものと考えて正職員の仕様設定をしている旨の回答をしている。

意見⑥：資料館の住友ビルの警備会社はなぜ随意契約か。

回 答：契約書の契約条項上で当該社が指定されている。

意見⑦：リースの複数年契約で今年度中に契約期間が満了するものの扱いは再リースになるのか、それとも残りの期間を同一の単価で随意契約するのか。

回 答：新たに借りるわけではなく既存のものに再リースになる。本来は新たに一般競争することとなるが、今回の基金の場合は、解散まで残りわずかであり、経済効果を考えれば随意契約とせざるを得ないと考える。

意見⑧：平成20年度1者応札のNO.1の平和祈念展（愛知）の実施を一般競争しなかった理由は何か。

回 答：企画競争もそれなりの競争性があり、結果として1者となったと思われる。なお、21年度は会場設営と集荷・梱包・輸送等業務を分けてそれぞれ一般競争で実施した。

意見⑨：平成21年度の平和祈念展（広島展）では2件を一般競争に移行しているが、契約金額は下がったのか。また業務の支障はあったのか。

回 答：随意契約や企画競争から一般競争に移った場合、個々の契約金額は競争の原理が働くので安くなっている。なお、一般競争に業務を移行するに際しては、それなりに職員の業務負担は生じる。

以上の本日の各委員からの意見、指摘等を踏まえつつ、今後の委員との調整による意見、指摘等の追加を反映させて答申案を取りまとめることとされ、次回に答申案を取りまとめ決定することとされた。

6 今後のスケジュールについて

委員の都合を考慮した結果、第2回契約監視委員会は、来年2月1日に開催することとなった。

以上